

令和8年度 飯能市立富士見小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめられることもしじめられることもないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、期せずしていじめが発生した場合には、放置することなく、全職員で情報を共有し、必要に応じて外部諸機関との連携を図りながら、即時にいじめを根絶するための対策を実践する。

(いじめの禁止)

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを見聞きしながら無関心を装って黙視してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない。そして、そうした行為を見過ごさないことを学校の最重点目標の一つとして、組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために児童が自主的に行う活動に対して支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、ともだちアンケートや人権作文、人権標語の作成に取り組む。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、日常の観察及び朝の会における健康観察等の徹底を図る。さらに、在籍する児童に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象のいじめについてのアンケート調査 年3回
- ② 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回

(イ) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備をするとともに、その取組等を積極的に周知する。

- ① 校内相談体制の確立（養護教諭、教育相談主任 等）
- ② さわやか相談員・スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

インターネットを通じて発信された情報の拡散性、発信者の匿名性、その他の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるように、児童及び保護者に対する啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談主任、（スクールカウンセラー、さわやか相談員）

<役割>

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- (イ) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (ウ) いじめの早期発見に努める役割（アンケート調査、教育相談等）
- (エ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (オ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (カ) いじめの疑いがあった場合の迅速な情報共有、関係児童への事実関係の聴取等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (キ) いじめの加害児童・被害児童に対する、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる役割
- (ク) 重大事故発生の際の調査期間としての役割
- (ケ) 学校基本方針の策定や見直し、年間計画等が計画通りに進んでいるかどうかのチェック
- (コ) いじめの対処が上手くいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し

<開催>

毎月1回、定例会（生徒指導・教育相談委員会）を開催。また、いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催とする。（専門小委員会を設置し、終結まで対応する。）

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (エ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間いじめを行った児童を別室等で学習させる等の措置を講ずる。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

ウ いじめの解消

いじめが解消しているか否かの判断は次の2点に準ずる。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめの再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (オ) 個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間行事予定

月	取 組 内 容
4 月	運営委員会：「令和 8 年度 学校基本方針」策定
5 月	第 1 回生徒指導・教育相談委員会 個人面談
6 月	第 2 回生徒指導・教育相談委員会
7 月	第 1 回児童対象アンケート調査 いじめに関する道徳授業実施
8 月	いじめ防止に向けた校内研修（小中の連携、生徒指導ハンドブック等の活用）
9 月	第 3 回生徒指導・教育相談委員会
1 0 月	第 4 回生徒指導・教育相談委員会
1 1 月	いじめ撲滅強調月間の取組 第 5 回生徒指導・教育相談委員会
1 2 月	第 2 回児童対象アンケート調査、第 6 回生徒指導・教育相談委員会
1 月	第 7 回生徒指導・教育相談委員会
2 月	
3 月	第 3 回児童対象アンケート調査、第 8 回生徒指導・教育相談委員会 今年度の問題の検討及び新年度の成果・課題の検討